

資料8 【避難実施要領】

避難実施要領

肝 付 町 長
月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

(1) 避難を必要とする事態の状況

(2) 関係機関の避難に関する措置等

ア 国の措置

国の事態の認定、対策本部長の避難措置の指示、その他の措置

イ 県の措置

知事の避難の指示、その他の指示

ウ 自衛隊、海上保安庁等の措置

自衛隊の国民保護等派遣、海上保安庁の避難に関する措置等

2 避難誘導の方法

(1) 全般的方針

避難の対象地区、避難の開始（終了）時期、避難先、避難のための運送手段及び非難誘導に当たり特に留意する事項、その他の避難誘導の基本となる事項

(2) 町の体制

ア 国民保護対策本部の設置

設置の時期、場所等

イ 職員の現地派遣

住民の避難誘導に当たる職員の派遣の時期、場所等

(3) 輸送要領

ア 避難に係る一時避難場所、集合完了時間及び輸送力の配分、避難先等

イ 輸送に当たっての私有車両、船舶等の使用規制、その他の交通規制

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、各地区の振興会長、自主防災組織、当該区域の消防分団長、警察署長等に電話等により、住民への伝達を依頼する。

- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、町社会福祉協議会、民生委員等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- オ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- カ 外国人に対しては、語学に堪能な誘導員を窓口に配置する。

(5) 一時避難場所への移動

- ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行い、介護を必要とする者以外は、自家用車を使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、振興会・自主防災組織の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 町は自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、対応を行う。

(6) 避難者リストの作成

避難者リストの作成及び避難住民の確認要領
別添「避難者リストの様式」

(7) 避難誘導の終了

- ア 派遣された職員及び消防職員は、消防団等とともに避難者リストを参考に残留者の有無を確認する。
この際、観光客等一時滞在者についても、宿泊施設等の協力を得て、残留者の有無を確認する。
- イ 避難の指示に応じない者については、説得に努めることとし、応じない場合は警察官に要請し又は町長の権限により避難を指示する。
- ウ 避難を完了した家については、確認容易な場所に避難完了マークを貼付する。
- エ 避難を完了した地区については、必要に応じ、県警察に要請し、警備を強化する。

(8) 誘導に際しての留意点

- ア 誘導に当たる職員及び消防職員は、防災活動服、腕章、特殊標章等を着用し、携帯無線機又は携帯電話、警笛、身分証明書等を携行する。
- イ 誘導その他の行動に当たっては単独行動を避け、必ず2人以上で行動し、不審な事象等を発見した場合は、避難住民及び誘導員の安全を確保した上で、必要に応じ警告・指示を行い又は県警察に通報する。

(9) 住民に周知する留意事項

- ア 爆発音、銃撃音その他の危険な事象が発生又は発生が予測される地点から速やかに離れること。また、不審な事象又は不審者を発見した場合は、直ちに消

防、警察等に通報すること。

イ 防災行政無線、テレビ、ラジオ等の情報を確認し、流言飛語に惑わされることなく、誘導員の指示に従い落ち着いて行動すること。

ウ 避難開始までの待機又は一時避難場所への移動に際しては、努めて隣近所一緒に行動すること。

エ 災害時要援護者等自力避難が困難な者の避難については、災害時避難プランにより支援する。

また、避難経路等の安全が確保できない者は、誘導員又は県警察、自衛隊等による避難の誘導が実施されるまで、自宅等安全な屋内に避難しておくこと。

オ 避難時の携行品は、貴重品、最小限の着替え、日用品及び乳幼児の食品等最小限必要な物をリュック等に1人1個とし、金銭、貴重品及びパスポート、運転免許証等の身分証明書は必ず携行すること。

カ 避難の際は、電気、ガスの元栓を閉め、戸締りを確実に実施すること。

キ 振興会長及び集客施設の管理者等は、住民の避難の誘導及び避難住民の確認等について、誘導員に協力すること。

ク 避難対象地区以外の地区の住民は、努めて外出を控え、避難のための交通の確保に協力するとともに、家族との連絡を確保しておくこと。

(10) 安全の確保

ア 避難誘導に当たる職員の派遣に当たっては、派遣先及び派遣経路の安全を確認し、要すれば、県警察又は国民保護等派遣の自衛隊とともに派遣する。

イ 生物剤又は化学剤等のおそれがある場合は、職員の二次被害の防止のため、避難誘導を専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

3 対策本部各部の役割

町国民保護計画による。

4 連絡調整先

別添「関係機関一覧」参照

5 避難住民の受入、救援活動の支援

(1) 避難施設の名称、所在地等

小学校、肝付町 番地

(2) 救援活動

避難施設に対して、職員を派遣して避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、料飲水等の支給を行う。その際、県等の支援を受ける。

添付書類：避難の指示、避難輸送計画等

【弾道ミサイル・航空攻撃に対する避難】

避難実施要領

肝 付 町 長
月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

(1) 避難を必要とする事態の状況

- ・ 弾道ミサイルの発射の兆候又は発射
(ミサイルの着弾地域の予測、生物剤・化学剤の可能性)
- ・ 警告を無視した航空機の編隊の接近等、航空攻撃の兆候
(航空攻撃対象地域の予測、生物剤・化学剤の可能性)

(2) 関係機関の状況等

国は、 日 時、上記事態を武力攻撃事態と認定し、着弾又は攻撃が予測される肝付町に対し、警報を発令した。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

町は、防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、住民を密封された堅牢な屋内に避難させる。

(2) 町の体制

ア 国民保護対策本部の設置

本日午前 時 分、町長を本部長とする国民保護対策本部を本庁に設置した。

イ 災害対処等の準備

ミサイルや航空攻撃による被害が発生した場合の避難、救援及び災害対処のための準備体制を整える。この際、攻撃兵器がNBC兵器であった場合の対処に留意する。

(3) 住民の避難要領等

ア 直ちに、できるだけ堅牢で密閉された屋内等に避難すること。

この際、エアコン・換気扇を止め、窓等は目張りをして外気の流入を遮断するとともに、窓の無い中央の部屋等に避難すること。

イ 屋内に避難する余裕が無い場合は、できるだけ堅牢な遮蔽物の物陰に隠れること。

この際、ガラス破片が落下するおそれのある建物の下は避ける。

ウ 車両内にいる者は、車両を道路外の場所、やむをえない場合は道路の左端に駐車して、上記ア・イに準じて避難すること。

エ 避難住民の服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用する

こと。

オ 着弾があった現場からは速やかに離れ、以降、着弾後の状況を踏まえて別に示す「避難の指示」に従い行動すること。

その他は、避難実施要領共通モデルに準ずる

【ゲリラ・特殊部隊の攻撃の場合の避難】

避難実施要領

肝 付 町 長
月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

(1) 避難を必要とする事態の状況

ゲリラ・特殊部隊の潜入・潜伏拠点の構築等

(2) 関係機関の避難に関する措置

ア 国は、日 時、 地区にゲリラが潜入したと判断し、同地区の住民の避難について、鹿児島県知事に避難措置を指示した。

イ 知事は、日 時、 地区の住民に対し避難を指示した。

ウ 県警察は、当地区に通ずる道路を封鎖し、ゲリラの捜索を実施中である。

エ 知事の要請により、陸上自衛隊 部隊が、国民保護等派遣を実施する。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

要避難地域の 地区住民は、本日15:00をめぐりにA・B公民館に集合し、町有車両及び民間大型バスにより 小学校へ避難させる。

(2) 町の体制、職員の派遣

ア 緊急事態対策本部の設置

本日午前 時 分、町長を本部長とする緊急対処事態対策本部を役場本庁に設置した。なお、現地対策本部を内之浦総合支所に設置した。

イ 職員の現地派遣

自衛隊の派遣部隊とともに、一時避難場所に職員を派遣し、避難住民の確認及び誘導を実施する。

(3) 輸送要領

ア 各地区ごとの一時避難場所、集合完了時間及び輸送力の配分、経路等

a A集落 約200名、A公民館、町有車両 台 大型バス2台、県道 号

b B集落 約100名、B公民館、町有車両 台 大型バス2台、県道 号

イ 避難経路が遮断された場合には、別に計画するところにより、海上保安庁の巡視船及び自衛隊のヘリコプターにより避難させる。

その他は避難実施要領共通モデルに準ずる